

シンポジウム「報道の自治を考える——報道被害とメディア不信——」

二〇〇五年四月の犯罪被害者基本法の施行（二〇〇四年制定）、個人情報保護法の施行（二〇〇三年制定）にともない、犯罪報道をめぐって新たな問題が浮上している。犯罪被害者基本法に基づいて策定された「犯罪被害者等基本計画」では、「犯罪被害者等

に関する個人情報保護」として、被害者の氏名発表を警察の判断に委ねており、日本新聞協会の調べによれば、事件・事故の被害者を匿名で発表したことのある警察は二八都道府県、被疑者の匿名発表は二〇都道府県にのぼることが明らかになった（日本新聞協会『実名と報道』二〇〇六年一二月発行）。

匿名発表を容認すれば、事件の核心に迫る取材が困難になったり、警察にとって都合の悪い情報が隠されたり、警察の捜査に対

するチェックが困難になるおそれがある。実際に、匿名発表が被害者の要請ではなかったり、あるいは事件そのものが隠蔽・改ざんされていたりした事例が明るみに出てきている。

警察が匿名発表の理由としてあげるのが、犯罪被害者・遺族が報道機関の取材により「二次被害」を被っているとの指摘を前提としたもので、確かにこの「二次被害」自体は改善されるべきものである。しかし犯罪被害者の人権保護を名目として、警察当局が書く／書かないの判断を行うことは、報道の自由や知る権利の侵害につながるおそれがある。近年、「報道の自由」を盾にして報道のあり方を省りみないメディアに対する不信感が高まっており、メディアが報道の自由を自覚し、自らが主体的に改革を進め

ていかなければ、規制を強めようとする動きに取り込まれかねない。

そこで、これらの問題を犯罪報道の現場でのアンケート調査、犯罪被害者・報道被害者当事者の声も交えつつ、市民が報道のあり方を検証する機会として、今回のシンポジウムを企画した。主催は九州弁護士会連合会および福岡県弁護士会、共催として西南学院大学法学部が関わった。

シンポジウムでは、メディア法を専門とする田島泰彦氏（上智大学）より「報道と人権の課題」と題して、報道をめぐる現状について基調講演をいただいた。引き続き行われたパネルディスカッションには猪野京子氏、西山太吉氏、八尋光秀弁護士の名に加わっていた。

猪野氏は一九九九年に起きた桶川ストーカー殺人事件の遺族。事件後、マスコミの取材により捜査の怠慢が明らかとなった。西山太吉氏は元毎日新聞記者であり、一九七二年沖縄返還をめぐる外務省機密漏洩事件の当事者である。八尋光秀弁護士（福岡県弁護士会）は、二〇〇四年に起きた佐世保女児殺害事件の遺族代理人という立場でパネルディスカッションに参加していただいた。それぞれおかれた立場は異なるが、捜査過程、そしてメディアスクラム等報道過程における「被害者」であり、他方でマスコミ報

道の意義をより深く感じておられる方々でもある。

シンポジウムは、二〇〇六年二月二日に西南学院大学において開催された。以下は、当日の基調講演と、それに続くパネルディスカッションの模様を書き起こしたものである。シンポジウムにあたり、在福記者に対する意識調査を行ったが、その結果については機会を改めて発表したい。なお、文責は筆者にある。（本学法学部講師・平井佐和子）

【基調講演（田島泰彦氏）】 「報道と人権の課題―事件報道の再構築に向けて―」

はじめに

今日は非常に重要なテーマのシンポジウムが企画されています。事件報道の問題は以前から議論されてきましたが、多様な意見・立場があります。結論が一つしかないということはありません。異なった立場からの議論をつき合わせて、どこで一致できるか、それを探っていくのが大事だと思います。

あらかじめ述べますと、私は、事件報道の現状はよろしくない、いろんな意味で変えていかなければいけない、という立場です。

その際どうすべきかについては、やはり報道の自由が非常に大事である。もちろん人権も大事ですが、報道の自由や表現の自由を抜きにして、いくら人権が擁護されてもこれは本当の意味の報道ジャーナリズムではないだろう。すなわち私は、報道の自由をあくまでも貫きながら、人権を擁護、さらには高めていける、そういう報道を目指していくべきだと考えております。ここでいう人権という意味は、他人の人権を侵害しないという消極的な意味だけでなく、積極的な人権の報道ということになります。

事件報道をめぐる現状

事件報道は、根本的なところで多くの問題を抱えています。第一に、事件の取材報道の現場は、様々な公的・国家的な規制や統制にさらされており、報道機関が自主的・主体的に、取材や報道をするという条件が失われつつある。これは単に事件報道だけではなく、政治報道やその他の問題の報道についても、多かれ少なかれ当てはまることです。例えば、イラクに自衛隊が行きました。陸上自衛隊が戦後初めて武器を携えて、危険な紛争地帯で活動した。これは「画期的な」出来事です。メディアでほとんど報道されないのが正確に伝わっていませんが、防衛庁・自衛隊とメディアは、自衛隊の取材報道についていくつか協定を結びました。そ

の協定の中には、現地の部隊の安全、円滑な任務遂行に悪影響を及ぼすと思われる事柄については、防衛庁・自衛隊がOKといわない限り報道してはいけない、わかりやすく言うところ「検閲」が含まれています。防衛庁・自衛隊が駄目だと言ったら報道しないということにメディアも合意したわけです。その合意に基づいて現地での取材報道が行われた。「悪影響を及ぼす事柄」として十項目くらい列挙してありますが、その中に「自衛隊員の安否に関する情報」があります。だから、万一宿营地の中に飛んできた弾によって自衛隊員が死傷した場合に報道されたかというところ、日本のメディアは報道しなかつた可能性が強い。まさに自衛隊員の安否に関する情報ですから。イラクでの取材報道は自由になされたのではなく、まさに逆で、非常に厳しい検閲の下に取材報道がなされたわけです。「非戦闘地域」にも関わらず、検閲のルールが行き渡り、それをメディアが承諾する。これは異常です。戦時を前提にした措置としか考えられない。

それから、その協定を結んだ直後、日本人の拘束事件が起こりました。それでどうなったかというところ、防衛庁・自衛隊からメディアに対して退避勧告が出されました。ほとんどの日本のメディアはサマワから撤退してしまいました。すなわち、我々の国の自衛隊が海外で活動するという大事件を現地で取材する人たちがい

なくなつた。これが何を意味しているかというのと、そこで何が起つても、防衛庁・自衛隊が発表することだけが唯一の真実として伝わる。発表したことが本当か嘘か、あるいは誇張しているかそのままか、こういう第三者のメディアのチェックを受ける機会なしに日本に伝えられるということです。これを大本営発表という。すなわち、大本営発表的な事態は、我々がすでに克服した課題ではなく、今のように一見平和なこの日本で起つていくことなんです。このことに象徴されるように、表現の自由とか、報道の自由というのは、メディアはそれを謳歌しているように見えるけれども、実は首根っこをいろんなところで押さえられている。

では国内の取材報道はどうかというと、ここでも注意しなければいけない事態が進行しています。個人情報保護法が二〇〇三年に制定されました。確かに個人情報保護は大事ですけども、公共的な情報、例えば公務員や警察官が不祥事を起こしたという類の情報まで、個人情報の保護を盾にして役所が情報を出さないということがある。また、犯罪被害者保護等基本計画が策定されました。犯罪被害者保護、これも非常に大事ですが、その犯罪被害者保護を名目にして取材報道規制の措置がとられる。また、犯罪被害者を実名にするか匿名にするかを警察が判断するということが盛り込まれた。私がその中で非常に心配しているのは、警察

が事件・事故の関係者が誰かということをきちんと発表しない。被害者や関係者はどういう人で、どんな意見を持っていて、本当にその事件はどういうものかを取材して確かめようにも、取材ができない。そうすると結局警察が言うことを信じるしかない、ということになる。警察が神様だったらそれで良い。だけどいろいろ報道されているように、警察も人間の集団ですし、自分たちの利害があるわけです。都合なことは出されたくない。そういう観点から情報が操作されていて、正しい情報が伝わらない。伝わらないというよりも、メディアがそもそも取材すらできない。取材ができるということと、取材したことをどこまで伝えるべきかということは、これは別次元の話です。だけどどこまで伝えるかという主体的な判断は、自らがちゃんと取材ができて、情報にアクセスできて初めて可能なんです。しかし現状は官の規制がそこまで広がってしまっている。こういうときに一番都合がいいのが、個人情報とかプライバシーの保護とか、あるいは被害者の人権とか、誰もが反対できないような理由を掲げて、実は自分たちの都合を隠すとか、情報を統制しようとする。こういう美しい言葉こそ警戒せよ。本当にそれが人権のためなのか、プライバシーのためなのか、被害者の権利のためなのか、これはよく吟味してかからないと都合のいいように使われてしまいます。いまや憲法さ

え変えようというところまで来ています。確かにメディアは横暴などところがあります。ですが、プライバシーの権利とか、個人情報というものは、権力という強大な力を持っている人たちが勝手なことをさせないように縛る手段なんです。まさに市民の武器なんです。ところがこの憲法論議ではそんな議論はしていない。プライバシーの権利を入れることによって、表現の自由やメディアを制約しようという議論をしている。憲法を変えて、表現の自由、報道の自由をコントロールするという事態が広がっている。これは非常に危惧すべき状況だと私は思っています。

第二に、人権侵害的な取材や、報道をされる側の人権が現実には侵害されているという状況が課題としてある。特に犯罪被害者に対する取材報道はいろんな問題を抱えている。例えば、自分の子供が殺されたときに、マイク突きつけられても言えることは限られているし、言いたくないということもある。そういうところは大挙して押しかけて、無理やり取材をしようとする。これはメディアスクラムという問題にも関わってきますが、やはりこれはある意味で耐え難い。犯罪で被害を受けたのに、さらになぜメディアに自分たちが晒されなくてはならないのか。犯罪被害者の取材報道について、このままでいいのかという問題は非常に大きい。

他面で、メディアの側で反省あるいは改善の努力がなされてこ

なかったわけではありません。一九九七年には放送界の社を越えたBRC（放送と人権等権利に関する委員会）という人権救済機関ができました。これは一つの進歩として評価できる。新聞社の方はなかなか取り組みが進まなかったんですが、二〇〇〇年に毎日新聞が人権救済を含めいろんなクレームについてチェックする第三者機関を社内に作りました。その後、ほかの新聞社や通信社等々でもできています。このように今報道が抱えている課題について、自主的な取り組みがなされてこなかったわけではない。メディアスクラムについても、新聞協会や民放連という日本の主要メディアが自らルールを設定して、この回避、あるいは起こった場合の克服のルールづくりを行ってきています。しかしこういう人権問題を事件報道の現場で解決する状況からはまだまだ遠いところにある。それだけではなく、本当に大事なことをどこまで伝えきれているか、事件について真実や真相に迫るような取材や報道がどこまでできているか、我々市民社会に事件や事故を巡って大事な情報をどこまで掘り下げて伝えきれているか、こういう課題もなお抱えていると思います。

第三に、こういう状況の中でどういう事態が現場で進行しているかというところ、なるべく批判や軋轢を生むような報道はやめよう、その前提としての取材は止めよう、という動きがある。事件や事

故を本気で取材して、その背景を突っ込んで明らかにしようと思つたら、関係者に地道に取材をする、あるいは権力の発表だけを流すのではなく権力の中にも立ち入って検証する必要がある。これはかなり大変です。前述したように権力は情報を出さないし、都合のいいようにコントロールしようとする。被害者もメディアへの拒否感がある。ですから被害者から意見を聞くというのは、そんな簡単にはできない。そうすると、本当に事件のことを伝えようと思つたら、いろんなところとぶつかって、傷ついて、批判されて、権力からも名指しで抗議されることもあるでしょう。そういう取材や報道をしなくちゃいけない。しかし、こういう取材や報道をしようとする、さらに軋轢が生じる。これは権力、警察も含めて来るわけです。人権侵害だという批判もきます。この矢は社内からも飛んできます。なんでこんな厄介な問題を起こすのかと。こういう雰囲気の中で、だったらそんなに一生懸命やらないほうがいいんじゃないかということになる。報道ができないんだつたら、取材なんかしても無駄じゃないか、と。こういう事なかれ主義というか、大変なことを引き受けて一生懸命頑張ることをしにくい状況が今の現場にあるということをしれば聞きます。報道しなければ人権侵害は起こらないし、取材しなければなおさら起こらない。だから人権侵害しないということだけを唯一の

価値として一面的に強調されると、何もしない記者が立派な記者だというふうにされかねない。NHKの番組に政治家が関与して番組内容を変えたのではないか、という事件がありました。もし政治関与があつたら大変な問題です。こういうことをちゃんと取材して書く記者はすごく大事です。しかし、報道、告発した人たちはみな異動させられました。こういう人たちが現場から遠ざける。こういう現場の状況が進めば、市民の知る権利もなくなってしまう。私はこういう現状がかなり大きな流れとしてあるということに非常に深刻な危機感を抱いています。ですからどこかをちよつとだけ変えれば済む問題だというふうには思っています。

事件報道の再構築

では今の事件報道のあり方をどういう形で再構築していくのか、ということを考えてみたいと思います。私は何よりも、取材報道の本当の意味の自由を守り、更に獲得していく。すなわち取材報道の自由を、現場でできる限り擁護し拡充していくという点に大きな課題があると思います。その意味では事件・事故で蔓延している警察の匿名発表という事態が克服すべき課題のひとつだと思います。

私自身は犯罪の被害者、それから加害者も含めて、事件に関す

る基本的な情報、特に我々の社会の中で起こっている重要な、あるいは重大な事件については、その情報について警察が一方的に判断するというのは、とんでもない間違いだと思います。事件を考えるときに、「誰が」というのはこれはやはり欠かすことができない情報なんです。誰が加害の疑いを持たれているのか、誰が被害者なのか、ということ。私はそこを全部記号にして伝えるべきだとは思いません。そういう情報は、我々の人間のアイデンティティということ抜きにして語れないんです。だから、基本的には警察の裁量で決めるべき事柄ではなくて、きちんと社会に伝え、公開をされるべき情報であろう。情報公開の対象として考えられるべき情報であろうと思っています。ただし、公開されるのが当然な情報だということは、すべて伝えていいということとは、全く違います。社会が主体的に判断して、その情報にアクセスできる機会を開いておくべきであり、警察が左右していい問題ではない、ということを強調したいと思います。特に警察が発表の段階で操作すると、先ほども言ったように取材ができないんです。これは報道以前の問題です。だから警察の発表規制というのは、メディアにとつての取材制限なんです。取材が限られたら、どこをどう報道していいかなんて、主体的判断が出てこない。だから、取材の自由をきちんと確保しないと、いくら報道は自由ですと

いわれても、本当の意味の報道の自由は実現しないと。だからその意味では警察の裁量で発表するという事態を認めてはいけない。これは被害者だけではなく、被疑者・被告人についてもそうです。警察の胸三寸で判断させてはいけないと思います。

と同時に、取材で得たものを報道していいかという点、これはそうではないんです。例えば人権侵害的な取材報道はしてはいけないわけであって、これはルールを作って実現していかなければならぬ。これを権力にやらせてはいけない。報道機関が自主的・自立的にこれをしななければならない。とりわけ、メディアスクラムの問題や、犯罪被害者に対する取材報道の規律などについてはもっと取り組まないといけませんし、人権侵害の救済ができるような仕組みをつくり、それが役割を果たしているかという吟味をする必要がある。また個人情報保護、あるいは情報公開という問題については、メディアにその仕組みができてないという問題もあります。

三点目に、その事件報道のありかたについて再検討する必要があります。まず本質的な問題は、事件報道は必要かという問題です。必要ないという人もいますが、私はそうではない。重大な事件・事故というのは、我々の世の中で起こっている重要な事実ですから、どうして起こって、何が問題で、どうしたらそれを防い

でいけるのか。社会はやはりそういう努力をしなくちゃいけない。特に、犯罪被害は誰がいつ遭ってもおかしくない状況でもありません。特殊な人たちだけに関わることはありません。ですから、事件事故の教訓を社会が学んでいくことは大事で、そのときに重要な事実を我々が共有していなければ学びようがないわけです。しかし、そのときに何を伝えることが大事か。今の圧倒的な流れは、センセーショナルな事件が起こったときにそれを伝える、これを「発生報道」と呼びますが、事件事故が起こったときにどんな事件・事故であったか、被害者・加害者はどういう人たちか、これを大々的に伝える。これを全部否定するのは無理ですが、あまりにもそこにウェイトが置かれすぎている。ある事件や事故がどういうものかということ、あるいはその事件に関わった人たちがどんなことを考えているのか、あるいはどんな困難に遭遇しているのか、というのが分かるのは起こったずっと後のことなんです。たとえば、ものすごい被害を受けて、治療費を加害者に請求した。加害者は金をもっていない。では病院から請求書はどこにくるかということ、被害者に来るわけです。なんの非も無いのに被害を受けて、自分の治療費まで自分が出さなくちゃならないのか、こんな不条理はないです。そういうことを被害に遭った人が世の中に訴えたいときに、メディアはあんまり来てくれない。犯罪被

害者がどういう状況にあるか、その一端が社会に共有されて、もつとここを変えなくては、となるわけです。だけど、残念ながら圧倒的に発生報道です。とりわけ、事件の加害者が身柄拘束される決定的瞬間を撮る。発生報道をするなどは言わないけれど、それだけエネルギーをかけるんだったら、事件のもつともつと後のフォロー、そこに力が割けないか。調査的な報道で事件を解明していくというところにエネルギーを使えないか、というのが第一点です。

二番目は、私の印象ですけれど、日々のテレビは事件報道のことがあまりにも多い。多いから駄目という単純な議論ではないけれど、限られた枠の中でたとえば事件報道が半分以上を占めると、事件報道以外の報道が半分以下になることを意味するわけです。政治とか、外交とか環境問題とか、世の中には大きな問題がたくさんあるのに、事件報道に一面的にウェイトがおかれている。これは本当に市民の知る権利という観点から見たときに、どうなんだろうか。もう少し事件事故報道に対して、抑制を効かすという配慮があってもいいんじゃないか。ただその代わりに、我々が議論しなければいけない大きな問題を伝えていく。

それから三番目、事件報道で欠けているのは権力監視です。権力のチェックはジャーナリズムが一番やらなければならぬ仕事

だと思えます。例えば秋田の事件では、警察が第一の事件で適切な捜査をしていたかというのは大問題です。最初にきちんと捜査していれば、次の事件は起こらなかったのではというのが、遺族の意見です。現にお父さんは、最初の事件のときに警察がちゃんと捜査したかどうかということを、自分で周りに一軒一軒訪ねるわけです。本当はメディア、ジャーナリズムはそういう警察がちゃんと捜査を適正に行っているかどうかをチェックする、あるいは冤罪やそういう疑いはないのかとチェックしなければいけない。だけど残念ながら、今の事件事故報道、とりわけ事件報道の中では、警察や権力のチェックという本当に一番大事な仕事が必要しもされてない。百人も現地に行つて、そういうことを取材する人がほとんどいなくなつたわけです。お父さんにそういうことさせちゃいけないですよ。これこそまさにメディアが人材とお金とエネルギーをかけてやるべきです。

それから、メディア、ジャーナリズムにとつて、いったい人権とは何かということをもう一回問い直す必要があると思えます。今の状況からいうと、人権侵害をしないということに汲々として、それで事足りてる状況にはないだろうか。ジャーナリズムにとつて、人権を大事にするということは、人権侵害をしないということと共に、それ以上に、その事件事故で本当に大変な状況にある

人たちの人権というものを積極的に粘り強く取材をして、それを社会に訴えて、とんでもない人権侵害的な状況を、違う状況に変えていくということだと思ふ。特に私は、犯罪被害者の報道はそうであるべきだと思います。我々の社会の中で、犯罪被害者がどれだけ人間の尊厳や人権を大事にされてないか。これをきちんと取材して、それを世の中に訴えていく、ということだと思います。これは、ちよつとやそつとの取材ではできない。本当に長く付き合つて、犯罪被害者の気持ちも理解して、大変な状況もわかれば、犯罪被害者にも心を開く人はいるんです。もちろん永久に閉ざしている人もいます。永久に閉ざしている人を、無理矢理開けると言う権利は誰にもありません。だけど、犯罪被害者が客観的に抱えている大変な問題というのは、我々の社会が克服しなくてはいけない事実ですから、被害を受けて自分で治療費まで出さなければいけないなんて社会は、最低の社会ですよ。だから、こんな社会を許してはいけない。そういうためには、本当に粘り強い取材、それは取材だけでは駄目かもしれない、被害者の人たちと人間として付き合つていく、と。そういうことを重ねる中で、被害者の気持ちも聞きだし、それを基にして本当に深い記事を書けるんです。

ただ難しいのは、今メディアがそこにはあまり価値を置いてい

ない。大きな事件が起こったときにそれを伝えることにあまりにも大きなウェイトが割かれているために、事件のあと被害者がどれだけ困っているかということについて、そんなにウェイトを置いてない。これは個人で頑張れというだけでは限界があるんです。会社がそういうところにも価値をちゃんと認めるといふふうに変えていかなければいけない。そして、人権侵害しないから偉いだろうと威張るんじゃないで、人権侵害するよりしない報道をするほうが立派ですけども、本当の役割は世の中に大事な人権を訴える、被害者の人権を訴える、被疑者にとっても、少年にとっても、そういう報道に向かって、積極的な人権を世の中に伝えていくような、そういう人権報道というものを私は目指すべきだと思います。

報道と人権の課題を深めるために

結論から言うと、市民とメディアが本当の意味で連携して、そして自分たち自身で、つまり市民社会の自治によって―まさに今日のテーマですが―事件報道、あるいは報道と人権のあり方を探り、改革していく。そのためには、お上が過剰に口を出すやり方は徹底して排除していかなければならない。取材や報道の自由というものを貫いていかなければならない。同時に今まで述べてき

たような、転換や改革が求められているものを、勇気を持って踏み出していく。そういう取組みを今まで以上に努力していくことが必要かなと思います。

シンポジウムにあたっての私からの問題提起ということを受けて止めていただければと思います。どうもありがとうございます。

【パネルディスカッション】

司会（武藤糾明弁護士）…本日はパネリストとして、桶川ストーカー事件の遺族である猪野京子さん、佐世保事件遺族の代理人活動を行ってきた八尋光秀弁護士、外務省機密漏洩事件の当事者であった元毎日新聞記者の西山太吉さんをお招きしています。田島教授には随時、整理のための発言などをお願いしたいと思います。

それでは最初に、取材過程および報道の場面における報道機関の活動に関する問題点について議論を進めたいと思います。新聞協会編集委員会はメディアスクラムという問題について、大きな事件や事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまうと述べています。民放連も同様の見解です。今回の在福記者

へのアンケートでも、自分が当事者になったときには耐えられないと思う、という具体的な回答もありました。そこで、まずメディアスクラムの取材過程における問題点、実際の状況について、猪野さんの方から自己紹介をかねて、体験をお話いただきしたいと思います。

猪野京子氏…事件は埼玉県桶川の駅ですが、私たちは隣町の上尾の住民です。どこか行く時は必ず桶川の駅を利用して、娘の殺害された場所を通っています。なぜ隣町の駅を利用せずに殺害された場所を敢えて涙ながらに通るかというのは、なぜ娘が命を奪われてしまったのか、何もわからずして死んでいってしまった娘に私たちが親が最後にできることは事件と見つめ合うこと、それしかないと思うからです。一番憎いのは犯人であり、次に捜査怠慢な警察、そしてマスコミ、そして四番目に心無い市民です。普通の主婦が、一九九九年一〇月二六日を境に犯罪被害者遺族になってしまつて、こんなに犯罪被害者がひどい状況だと思いませんでした。心無い言葉、特に誹謗中傷、マスコミ、テレビ、雑誌でやられてしまつた。その根源は警察が作ったというのも、国家賠償請求訴訟をしてやっとわかりました。裁判も全部終わり、日本の裁判って何かなとつくづく思いました。仇を取れると思つて裁判に

臨み百回くらい傍聴してメモを取り、いろいろやりましたが、結局本当に真実は分かったのかな、娘の仇はこれで取れたのかなとすごく疑問を覚えて。裁判が全部終わった時点で疲れてしまつて九月、一〇月と引きこもりのような状態です。犯罪被害者というのはいろいろありますけども、常に一日一日、気持ちがちよつと良くなつたり、また沈んだり、そういう中で過ごしております。それなのに、理解ない人の言葉で、また外に出るのがイヤになつてということもあります。私たち犯罪被害者は、もうどうしようもない状況で生きてます。息をするのがやつとです。でもやはり、黙っていたら、何も世の中変わらない、私たちは理解してもらえない。あえて苦しい中、娘に今生かされると思つて夫婦で頑張つております。

今日は、メディアスクラムについてということで、私たちの状況をちよつとお話したいと思ひます。娘が殺害された日、私は昼一時から夜中の十時頃まで警察にいて、警察は娘の死に目にも合わせてくれませんでした。被害者遺族なのに警察で取り調べです。同じことを何度も聞かれて、もうぼろぼろ状態でした。やつと終わつて、帰ろうとしたらもうマスコミが家の周りを囲んでいて入れない。夜中の十時過ぎに弟夫婦のところに行きました。たまたま弟夫婦が近くにいたので私たちは救われましたけど、いなかっ

たら本当にどうしていいかわからない状態だったと思います。次の日、マスコミがいないということ、やつと家に入れました。窓を開けられない状況というのは、本当にすごいんです。車の音と人の声で。あまりにも囲んでいて友人も来られない。そういう状況が二ヶ月間続きました。外に出ればパッとマイク向けられて「どういう気持ちですか」とか、「どこが悪いですか」って、その恐怖感は大変でした。マスコミ、記者の方は仕事だから全然気にしないんでしょうが、被害者は、娘を亡くして、大変でも会社に行って、誹謗中傷されてもがんばってるのに、仕事だからとマイクを向けて「ご意見を」というのはすごく失礼な話だと思います。特に犯罪被害者は、同情ってあんまりされません。偏見と好奇心の目がすごくあります。犯罪に遭うのは、何かその家に殺される原因があるんだって、そういうふうを考えるんです。うちは特に誹謗中傷の報道で、娘の悪口、家庭の悪口がさんざん流されたので、同情されないのかもしれないですけど、いろんな被害者に会うと、やっぱり世間が怖いと言います。本当に日本人は犯罪被害者に対して理解がないということをつくづく感じます。そしてマスコミが流したデマで今でも苦しんでいます。だから、メディアスクラムですごく傷ついて、囲まれた恐ろしさは口に出せないくらいです。

メディアスクラムは今考えますと、ずいぶん改善されたと思います。八月の末に最高裁の判決が出たときには、以前だったら一社ずつ意見を聞くんですけど、まとめて共同取材したいと言うので、七年前とずいぶん変わったなと思いました。少しずつメディアは変わってきていると思いますが、嘘を流され、それも朝から晩まで流された嘘の報道は一生消えない。名誉回復のためにマスコミの方々がかなりやってくれましたが、世間は変わらない。流された報道を全部消せないというのが現実です。メディアスクラムに関しては、まだ全部改善されたとは思いませんが、私たちのときよりは、かなりよくなっていると思います。私としては、マスコミも悪い報道を流したら、ちゃんと謝ってほしいと思うんですが、マスコミは謝りません。そういう現実があります。

司会…続きまして佐世保事件で、遺族の代理人として活動された八尋弁護士から、事件後の活動の報告、どのような点に気をつけられたのかなどについてお話をいただきたいと思います。

八尋光秀氏…事件が二〇〇四年六月一日でした。私は事件報道を外出先のテレビで見ました。そのときはまだ他人事のように見ていたのです。私が初めて被害者の御手洗さんにお会いしたのは六

月六日だったと思います。翌日に会見を予定しているということでした。なんでそんなことをするのかという疑問をぶつけましたが、会見をするという気持ちはかなり強くて、私自身はほとんど理解ができない状態でした。なんとか止めさせたいと考えましたが、本人は報道人ですし、実際大手新聞の現役の記者であるというようなこともあって、いろんなしがらみというか、配慮があつてそうしているのだろうと思ひました。仰々しく精神科医等に連れて行つたりしながら、医者に止めたほうがいいというようなことを言つてもらつたりして、とにかく会見を止めさせようと思ひました。最愛の娘を亡くす、あるいは家族を亡くすというその直後ですから、やはり人間としては静かにそのことを受け止めて悲しみに浸る。その中で、聖なる時間を使うというのか、それは人それぞれなのでしょうけれども、そういった静かな悲しみの時間というものがどれだけ大切かということを考えました。ですから、家族に静かな悲しみの時間をどれだけ取らせることができるか、できるだけそのための時間をとらせたいというのが、私の最初の弁護方針でした。

そこで考えてみました。彼はなぜ会見に出るのかというと、家族、息子たちを守るために出る。自分が会見に出なければ自宅兼新聞社支所にメディアアスクラムがやつてくる。家族をスクラムに

さらさないために、自ら会見をしてこれを止めるという気持ちが背景にありました。特殊な事件でした。つまり彼は支局長で、新聞社支局の一階が駐車場、二階は記者たちがいる支局、三階が自宅です。私は彼に会いに三階に行きます。一階ではチェックをして人を入れないようにして、でも二階では記事を書いている。三階の自宅は遠くからテレビが隠し撮りをしている。現地の記者たちはみんな知っている間柄ですから、それなりに配慮しているけれども、東京から来たマスコミはそんな配慮などしない。すでに写真週刊誌が葬儀あるいは納棺の模様を隠し撮りして報道するというようなことがありました。私は、本人自身による会見を中止するとともに、写真週刊誌には即座に内容証明郵便を出して謝罪を取りました。その他、市長にも会う、市の福祉部長にも会う、教育長、学校、児童相談所、消防局、警察、家裁、相手方付添人、こういった事件情報を持っている人たちにお会いして、報道被害を生じないようにしました。このような方々が迂闊にも取材に応じたりするかもしれない。しかもそれが正確な情報ではなくて、断片的な情報がさも真実の全体であるかのように受け取られ報道されそうな危険がありました。その危険があると思われるところに面談等を要請して、被害者側の個人情報にはくれぐれも配慮するようにと申し入れました。当時すでに児童相談所の所長等が会

見を開いて、被害者にとつてとてもショックなことをしゃべるといふようなこともありました。被害者は、テレビをつけたくないのだけれども、つけざるをえないという状況になります。テレビでは次から次に自分たちの情報を流すというような状況です。必要な静かな時間をとることができない。それで、報道との関係で週一回必ず会見をやりましょうということにしました。特定の新聞に特ダネを抜かせるというようなことをすると、これもまた大変なことになります。また、続報について名前、写真等は遠慮してほしいというようなことをご理解をいただき、初動のやるべきことをざっとやって、一応、報道的なものは収まったかなと思いました。国民あるいは市民との間でどういうふうに共通の問題意識を持つのか、そういったことの必要性はありますけれども、何よりも、私が犯罪被害者の代理人としてなすべきことというのは、家族に家族自身のための時間を取り戻させるということです。あれがそのまま続いているとしますと、今から思うとすごく大変な事態に立ち至ったかもしれません。いろんな問題が吹き出るほんの少し前、たまたま時期的にどうにか間に合ったというような実感を持っています。

現在でも節目報道というのがあります。なんとなく節目になつたから報道しなくちゃと、約束事のように報道します。被害者側

からいうと、そういう時ではなくて、もつと気持ちが落ち着いたときに報道いただけるのであれば、取材も可能なのですけれども、節目というのは気持ちが一番落ち込んだ、自分らしい気持ちが保てない時期です。そういう節目に取材報道をさせてほしいという依頼が集中する。これはメディアアスクラムまでにはなりませんけれど、それと同じ発想の、工夫のない、横並びのやり方をみんながごぞつてやっている。そういったことに、被害者側あるいは当事者として事件を受けた者と、取材し報道する側、あるいは受ける市民との間で、大きなギャップが存在すると思います。

司会…続きまして、西山さんからは国家機密に関する被疑者として取材を受け、実際に報道された過程に関する問題で、お話いただきたいと思います。

西山大吉氏…私はいわゆる沖縄密約事件で、被疑者であり、かつて被害者であるという、ちょっと奇妙な存在として事件に関わりました。被疑者として検察のとつた処置は起訴ですけれども、それは検察内部で非常に大きな論争を呼びました。そのときに検察は、国が組織的にやっている沖縄返還協定を偽造しているという疑惑が蔓延すると大変なことになるといふことで、従来の起訴様式と

いうものから逸脱したやり方で起訴をしたわけです。これが被疑者の存在です。

一方で、返還協定を三条に渡って偽造しているわけで総理大臣から外務省の局長にいたるまでの、検察・検事も加わったような国のきわめて組織的な例のない犯罪なんです。これは私から見れば被害的事実です。

集約して言えば、メディアは起訴にまつわる問題だけを報道するようにになった。政府側の糾弾されなくてはいけない犯罪事実を全然報道しなくなった。犯罪事実は目の前にあるわけです。外務省の三つの文書から、どういう犯罪が行われているかということば全部わかる。そしてその文書についての扱いについては、検察と外務省の当事者との間で、いわゆる事件、裁判になる前に、数回打ち合わせして、外務省は絶対こういう事実はないと嘘をついていく。それを受けて、検察側も裁判に入っていく。そして、裁判では三つの文書にある誰でもわかるような犯罪事実を全部否定していくわけです。現在でも否定してますけども。そういうことがずっとあるんだけど、結局メディアはある時期から私から見れば「被害」の事実は全部報道しなくなった。そして片方の唯一の訴追要因の方だけを極めてセンセーショナルに、それこそここでスクラムという言葉が出てますけども、私の場合はスクラム

なんでもんじゃない。夜しかこっそり外を歩けなかったぐらいです。そういう状態ですときたわけです。

これからが大事です。そのうちにアメリカが全部公文書を出しました。二〇〇〇年と二〇〇二年の二回にわたって。アメリカの国立公文書館から朝日新聞と琉球大学の関係者が共同作業で入手した。私が指摘した犯罪事実は氷山の一角だったんです。膨大な犯罪事実が次から次へと出てくる。全部、要するに協定の偽造なんです。二〇〇〇年に出たときは、朝日新聞は一面二面三面で報道した。異例の大報道だったんです。そのときに、毎日新聞は翌日一面トップでそれを追いかけてました。二年後に今度はTBSのワシントン支局が二回目の公文書を発見した。これは前の公文書をさらに補強する重大な事実を全部列挙しているわけです。そのときは、TBSと毎日新聞が報道した。それから今日に至っていますけど、あのときいわゆるセンセーショナルに唯一の訴追要因たる検察側の起訴要因だけを徹底的に報道したメディアの大多数は、その後のアメリカの外交機密文書によって組織犯罪が完全に立証されて、しかも密約なるものが、一つ二つじゃなく、三つも四つも五つも出てくるという事態になってもまだ報道していません。これがメディアの実態です。

メディアは、重大な公的関心事項については絶えず国民に知ら

せ、その反響を待って、権力につないでフィードバックする、それがメディアの存立基盤です。しかし日本のメディアの性格というものをよく知っておかなきゃいけない。権力は徹底的な情報操作をやる。沖縄返還というのは二重の基準がありまして、祖国復帰と同時に、アメリカの巨大な基地が日本の国土に入ってくるわけですから、ダブルスタンダードになる。日本は変わるわけですねに変わっています。その変わる実態をメディアは報道しなければいけない。その端緒になるのが、アメリカの外交機密文書だったんです。それを詳細に国民に知らせなければいけない。そのときに、いわゆる特ダネ主義ですが、よそが取ったものは、なるべく追いかけないというメディアの独特の体質があるわけです。それがいかに重要なものであっても、メディアは朝日新聞なり毎日新聞だけが抜いた場合追いかけない。ましてや三〇年前の事件であると。風化して大衆の興味をそそらないだろうというようなことで済ませるわけです。ところがどうでしょうか、それからさらに経って昨年、今度はその外務省の張本人である、調印式に臨んだアメリカ局長が、全部外交機密文書が正しかったことを証言したんです。そしたら、さすがに読売新聞、産経新聞、日本経済新聞も含めて、その時点でようやく報道した。真実を伝えるのに三〇数年かかった。こういういわゆるメディアの体質というものは、

権力による情報操作の対象になるわけです。その辺を我々はよく知らなくちゃいけない。そういう観点から、我々は警察も含めて権力には毒性があるということを十分に認識したうえで、対応していかななくちゃいけないというのが私の見解でございます。

司会…一九七二年における取材あるいは報道の問題点、それと基本的状況があまり変わらない二〇〇〇年以降の報道の問題点について重要なご指摘をいただいたと思います。それでは、警察によるメディアに対する匿名発表について議論する前提として、まずメディアが実名か匿名かを判断する必要性があるということが有力に指摘されておりまして。ただこの点に関しまして、異論もございまして。たとえば、実名報道協定ですけれども、全国犯罪被害者の会の代表幹事である岡村功弁護士は「被害者や遺族が認めた場合だけ、警察は実名発表すべきだ」というお考えです。これは原則として匿名、例外的な場合だけ実名発表にするというものです。その根拠としてメディアスクラムがあり、それが一向に改善されないという現状があると。もう一点は、被害者・遺族は被害を受けて苦しんでいるのに、更に公のために尽くさなければならぬ理由がどこにあるのか。協力しなければならぬ責務はないはずだ、そういう指摘です。そこで、メディアスクラムの問題だけで

なく、そもそも報道の場面における事件における実名報道の必要性はどの程度存在するのだろうか、という報道のあり方自体にしても検討していく必要があると思います。ここでまず猪野さんに、被害者や遺族の方というのは実名報道に接してどのような気持ちになるかということをお伺いしたいと思います。

猪野…私の場合は、テレビで何回も名前を出されたり、どこで手に入れたのか知らない写真が出てきたり、友人が事件現場において写真をマスコミが奪うようにして取っていったということもあります。それがすごく頭にきています。

私は、岡村弁護士と一緒に、全国犯罪被害者の会の幹事をやっています。被害者の会というと、県や警察が立ち上げた支援センターがほとんどですが、私たちの会は被害者だけで作った全国犯罪被害者の会「あしたの会」といいます。そこには、メディアスクラムや報道に関して被害者の声がかなり入ります。嘘を流したり、イヤだというのにつきまともったり、生活できないという苦情です。だから、岡村代表は、マスコミは信じられない。マスコミと警察とどちらを信頼するかと言ったら、警察という人です。私自身は、警察に嘘を流され、警察から抹殺されようとした家族なんです。だから、マスコミが実名を報道しなかつたら、私は今こ

こにいいないし、事件も表に出ないだろう。実名だったから、悪いにつけ良きにつけ、みんな頭に入れてくれた。これは夫婦で同じ意見です。匿名にして、表に出て行かなければ楽かもしれないでも実名でやらないと、この事件は本当にみんなに訴えられないというので、私たちは実名にしました。今までなぜ匿名かという、世間に負けていたんですね。たとえば、ある家族は息子が殺害されたんですけど、病気で亡くなったことにしてるんです。これが事件で誰かに殺されたといったら、そこには住んでいられない。そういう被害者もいます。でもやはり私たちの意見は、あそここのうちは犯罪被害者だと色眼鏡で見ない社会になってほしいと思いますので実名でいい。実際、実名か匿名かって難しいんですけど、嫌だという被害者にはやはり匿名にしてほしいと思います。でもうちは実名で皆さんにこの事件をよく分かっていただいたので実名でよかつたし、もうこういう事件を起こさないでくださいという気持ちで実名を出しました。

司会…猪野さんのご意見としては実名報道でよかつたと思ってるし、遺族の方には匿名を希望される方もいらっしゃるんですけど。猪野さんご自身としては、最初の報道の場面、誹謗中傷を受けたような場面、あるいはその後メディア側が逆に事

件を解明していったという中で、匿名報道のほうがいいという気持ちに揺れはなかったですか。

猪野…揺れはやはりあります。晒し者というわけじゃないですけど、事件がなければ別に娘のことがこんなに有名になるわけじゃないし、私たちがこんなところに出てくるわけではない。事件に遭って被害者なのに実名にするっていうのは、母親としてはすごくつらいです。でも、結果として、そのつらさを乗り越えない限り、真実はでない。特にうちは警察と戦うためには、実名でやって、マスクミに協力してもらって、真実を暴いたのもマスクミですから、だから本当に実名でよかったと思います。

司会…どうもありがとうございました。続きまして記者に対するアンケートでは、過半数の記者が被害者は実名報道が原則であるというふうにご回答しております。他方で、日弁連では、原則として被害者報道は匿名が原則であるべきであるという決議を出しています。そのような中で、被害者の実名を報道するという必要性について、どのようにお考えでしょうか。八尋弁護士からお話をいただけますか。

八尋…佐世保事件は事件性や犯人性に争いが無い事件です。猪野さんの事件はその事件性について、マスクミ等の協力を得ながらアクションを起こさざるを得ない状況があったという違いがあります。ただ、佐世保事件は本人がマスクミにいたるものですから、被害者の実名が出るのはいくつかないと考えていました。それでも統報は勘弁してほしい、ということをお願いしました。犯罪被害者としては、やたらとその名前が出る、住所が出るなんていうのはとてもつらいことなのです。しかも、とりわけ重大事件として報道される事件だと、テレビをつけると自分の子どもの顔が突然出てくる。新聞を開くと顔写真と名前が出てくる。いろいろな人が、承諾も相談もなく話題にあげて言い募っている。そういう状況が、全然気持ちの準備も出来ないのに頻発してくる。それ自体が精神的な動揺を来たすことになります。被害者や遺族にとつて、影響はとても大きいものです。佐世保事件では、統報は写真名前を抑えていただいたのですけれども、お別れ会の際の写実はOKいたしました。たくさんの方のひまわりで彼女の周りを囲んでその周りを友達が囲む。そういうお別れ会をやりました。そういうのは被害者遺族も心の準備ができていますので、報道いただいても構わない、ということでした。

犯罪被害者について原則として実名報道すべきか、その意思に

反してまでも、と言われると、それは同意できない。ただ、田島先生が冒頭申されたように、たとえば逮捕は、権力のむき出しの行為がそこでなされている、その事実の重要な部分が被害者の名前であり、特定であると思います。つまり報道の自由の核心部分があるところにはある。報道すべき事実の真否を見極める、そのための事実の根幹でもある。その見極めは主役である我々市民が主体としてなしうるシステムである必要があるということです。そのために報道の自由がある。権力行為の骨格部分をなす事実の報道について匿名でいいのかというと、これはまたすごく重要な課題があります。それは個人の犠牲の問題と社会システムの衝突という問題が存在します。

そこで、今の報道内容を見ると、そういう権力むき出しの行為について事実を報道するというを超えて、事件を物語化してそれを伝えようとしている。つまりそこにいろんなものが付加された情報として、社会に伝えようとしている。そのときに、被害者・遺族の傷つき方はすごく大きく、尋常ではなくなるのです。

権力行使に関する事実の報道に限っては、真実を市民に伝えるという報道の基本的なところは尊重しなければならぬ。しかし、そのような事実報道を超えたものについては、被害者の意思を無視するということはとても許されることではない。実際はそれと

これとが全部一緒になつて報道という名で社会に提示されてくる。その原則、あるいは例外の判断を誰がどのようにするのが問題になると思います。

その判断を権力行使をする警察がするとなると、結局それは民主主義を止めるという話でしかない。報道の自由というのは、基本的に権力であるとか擬似権力であるとか、支配力を持った人、あるいは専門家といわれる人たちの暴走であるとか、独善であるとか、そういったものをチェックして、そして市民の主役性を確保するというところにあるのでしょうか。それをどう報道の内部で判断し、あるいは事件の性質からあるいは報道する内容から見て、あるいは時期も考えながら、実名にするのか、匿名にするのか決定することになるのだろうかと思えます。更にそれを検証し、是正する手続を用意しなければならないでしょう。

それとまず考えておかなければならないことは実名報道をする場合には、被害者・遺族に不特定多数の中傷、誹謗の手紙が必ず送られて来るということです。猪野さんのところには相当行つたと思えますけれども、あれだけ日本中が泣いたといわれる佐世保事件のときでも少なからず届けられました。私たちは、本人には手紙を直接読ませなかつた。チェックして、読ませないほうがいいものは、本人が何と言つても読ませない。とにかくそういった

傷つけるだけのものには近づけないで、本人を守る。とんでもない手紙が、中にはあるのです。そういった二次被害を招くという前提で、実名・匿名の判断をするについては考慮しなければなりません。

田島…私はきちんと事実を伝えるということが重要だと思う。最初から徹頭徹尾匿名ですごすというのは、事件を伝える、あるいは被害者のことを伝える上で適切でないが、記録をきちんと残すのは一度はやる必要がある。それをやらないと、後で事件を調べようとしてもその手がかりが全くないということになる。我々社会の仕組みとして、望ましくない。私の結論は被害者のことを伝えるためには、名前とか顔写真は、場合によっては必要であろう。ただお話が出ているように、これを伝えるということは非常に重い問題というか、いろんな客観的な効果を持つんです。もしかすると、その人のこれからの人生に、重大な影響を及ぼす可能性があるかもしれない。だから私は何で伝えるかということをきちんと考えて、事実を伝える必要があると思う。軽々に事件が起こったからといって、これは報道するもんだとか、顔写真があったほうがいいから顔写真を入れるとか、あるいは何度も何度も繰り返して名前とか顔写真を使うとか、こういうメディアのあり方は、

本当に被害者から不信感を買うんです。ただ、本当に理由さえ納得できれば、被害者は全部反対ということではない。非常に負担はあるけれども、これは仕方がないとか、耐えなくちゃいけないことかなと言つて、消極的にでも受け入れる。だから、メディア、ジャーナリズムの人は伝える以上はよく考える必要があるというのが一つ。

もう一つは、この議論をするときはいつも匿名か実名かという議論になっちゃう。どっちか、という問題ではなくて、伝え方が問題。例えば匿名にしても、とんでもないことを書いたり言ったりしたりするわけですよ。たとえば河野義行さんの報道は匿名報道だったが内容がひどい。だから単に名前をどうするかという問題だけじゃなく、全体としてどういう記事にするのかということとでセットで議論しないとダメですね。匿名だからいい、実名だからだめという単純な議論ではない。私は本質的には、どういった伝え方をするか、あるいは何を伝えるかという文脈の中で、名前をどうするのか、アイデンティティはどうするのか、顔写真はどうするのか、という議論を深めていかないとダメだと思います。

司会…被害者の実名報道について、日弁連の決議も原則匿名であるべきだとなっておりませんが、例えば、実際の社会の耳目を集める

ような重大な事件、再発を防止する必要があるような社会的に重要な事件についてはおそらく例外になるのではないかと思われる。逮捕時の権力行使に対するチェック等の必要性もあるだろうというご指摘もございました。だから報道の重要性、必要性が尊重されるべき場面は多い。匿名発表でメディアに対して被害者の名前自体が全くシャットアウトされる場合には、そのような必要な報道もできなくなる問題点があることがご指摘の中から明らかになっていっていると思います。

この後メディアスクラムの原因について議論しますが、記者のアンケート結果によりますと、メディアスクラムについて、現場の記者の方の相当数がある程度はやむを得ないという回答をしています。もちろんこの中にはいろいろな幅がありますが、被害者の場合であっても二〇%以上の方が、被疑者やその家族の場合には五六%の方がそう回答しておられます。ある程度やむをえないという見解が相当数にのぼる状況を見ると、新聞業界や民放連がメディアスクラムを起こさないために発表している見解と、現場の記者の方との見解に乖離があるのではないかと思われまます。このようなアンケートの結果について、猪野さんはどのようにお考えになりますか。

猪野・私は記者の質みたいなものがあると思います。この七年間いろんな人と接触しましたが、何にも知らないでこちらから意見を出させようという人もいましたし、本まで読んできてもっと詳しいこと知りたいから、ということと違う角度でまた取材に来る人もいます。聞き出したものを、上の人に見てもらってチェックされて、私たちの知らない、ちょっと違う報道が流れてしまったりということもありました。記者には、自分は世の中に何かを訴えたいからそういう道に進んでると、そういう初心、精神を忘れないでほしい。そうすれば、私たち被害者だって心を開くと思う。

うちがこんなひどいメディアスクラムになってしまったのは、弁護士に頼むのが遅かったということもある。弁護士に依頼するって頭になくて、本当にどうしていいかわからない状態で、娘亡くして頭が真っ白な状態で、マスコミがまわりにいる、どうしていいかわからない。新聞でみて、被害者を支援する弁護士さんを選んで弁護士つけるんだったら、被害者にだって国選で弁護士をつけてほしい。弁護士がいればうちはこのなかにひどい目には遭わなかったと思うんです。誰もいなくて身内と仲間だけ。私たちはど素人だし、法的なこと知らないし、マスコミと接触もないし、マイクなんか向けられたこともないし、本当になんにも知らない

状態で、ある日犯罪被害者になっちゃってどうしていいかわからない。だからそういうときに、弁護士が支えてくれれば、私たちはこんなにも傷つかなかった。傷つきはしますけども、こんなにも誹謗中傷されなかったと思うので、先ほどのお話を聞いていてうらやましくなりました。

司会…現在では、猪野さんのころと比べて、被害者支援も弁護士のほうで自主的に取り組みが進み、多少は変わってきつつあるのではないかと思いますが、まだ十分とはいえないかもしれません。記者アンケートでもやはり二次被害といわれることの実態がなかなか取材する側にも必ずしも共感されていない。あるいはフィードバックされていない現状もあるのではないかというふうにも思われますが、先ほどの話に第三者なりワンクッションがなかったために、誹謗中傷の手紙を浴びたという話がありましたけどどんな被害に遭ったのかということをお話いただけませんか。

猪野…電話は変えてしまったし、電話帳に載せてなかったの、いたずら電話などはありませんでした。手紙に関しては、郵便屋さん配達前に処分してくれたこともあります。あと、手紙が来てもそのときは見たくもありませんでしたから、あまり見ません

でしたけど、確かに頑張ってくださいとか、大変ですねとかお手紙もありましたけど、大抵は悪口でした。悪口と言うよりも恥とかそういう手紙が結構あったんですよ。それ以上見られなくて、すごく沈みました。

司会…匿名で誹謗中傷するような手紙だったということですか。

猪野…大体書いてありませんね。といって、書いてあっても、本当かどうかわかりません。字がちゃんとした字じゃない。大体、変な手紙というのは、〇〇市の猪野、と書いてあって、内容は何も書いてない。

司会…匿名社会になっている現状で、具体的な被害者の側での負担であるとか、生活が脅かされる状況があるということが、このアンケート結果からはなかなか十分に理解されていないのかなと感じがします。例えばアンケートの回答には報道の自由は侵すべきではないという見解とか、真実に奉仕するとは社会的正義なんだという考え方もあります。メディアスクラムはある程度やむを得ないという考え方について、どのようにお考えになりますか。

八尋…繰り返しになりますけど、報道の自由は、権力であったり、擬似権力であったり支配的地位にある者だったり、専門家であったり、弁護士とか、弁護士会、そういったものに対して、市民の人権を守るために対抗していく。市民が自分の手では自由にする事ができない事柄について自分のものとしていく。市民を主役にしてゆく過程の中で、報道の自由が極めて高い評価を与えられているわけです。けれど、今のメディアスクラムというのは、その矛先が、国のトップリーダーである官邸に行くのではなくて、猪野さんのところに行き、佐世保事件の被害者のところに行く。そのメディアの矛先は最高権力には向いていない。報道の自由の向くべき方向とは正反対の市民の弱い立場の、弱者のほうに暴力として向いている。そのような傾向は弱い者いじめをショービジネスにしているような番組の後押しをしていく。あるいはそのようなショービジネスの中に取り込まれている。

さらに、方法論としてもスクラムを組んだからといって取材ができるわけではない。取材方法として明らかに誤っていると思います。目的も、方法も、手段も逸脱して、マスコミの独善、つまり暴走、そういったものが象徴的に描き出されている。今のスクラムというのはどこからどうみても、支持できるようなものではない。

先日、ベテランの新聞記者と少し話す機会がありました。印象的な話でした。彼は自慢話ではなく被害者遺族の心情にふれた取材のひとつとして、話してくれました。皆さんご存知かどうか、死刑の是非をめぐり、永山則夫の連続射殺事件というものがありません。一審死刑、二審が無期、最高裁で差し戻し死刑ですね。その事件の被害者のお一人を取材したという話です。被害者の母親、つまり息子を射殺された方は、全然口を開いてくれず、取材を拒否されていた。その記者は取材に応じていただくまで庭先でじっと待っていた。母親は無言で庭先に出てきて庭の土いじりをしていた。それを敷地の外でじっと待った。何日かのこと、その母親は「うちの息子は出来が悪かった。永山から射殺されずに人生をまっとうしたとしても八割は駄目な人生だったのじゃないかと正直思う。でも二割は希望があったと思う。その二割の可能性を生きさせてあげたかった。」といい、今永山は一審で死刑判決を受け高裁に上げて、死刑を争っているけれどもどう思うかという質問に、「永山はもちろん憎くてたまらないし、つまらん人間だと思っけれども、ひょっとしたら二割くらいは希望があるかもしれない。そうだったら、永山にその二割の希望を与えてもいいかなとも思う。」そんな遺族の言葉を取材してこれを記事にしたと。

本来報道というものは、あるべき取材あるいは報道の核心をずっと積み重ねてきているはずなのです。それがなぜああいう形の弱者に向かうスクラムになるのか。そこには報道としての連続性も必然性もないですし、それが報道の自由の名の下に、許されていいということには到底ならないと私は思います。

司会…記者のアンケートでは、被害者の実名報道は、二次被害があれば何らかの対応は考えているとの回答が過半数を占めていたのに対して、被疑者の場合は自業自得だという理由から対処をしないという回答が、相当数にのぼっています。

被疑者の場面において、実名が繰り返し報道される必要性、あるいはメディアスクラム自体を甘受しなければならぬ、このような見解についていかがでしょうか。

西山…日本の権力、国家権力は、他の先進国と比べて、非常にいびつな閉鎖的な体質を持っている。もちろん警察も権力の一環ですから、そういう体質は当然出てくるわけですけれども、例えば情報公開制度などいろんな形で報道の自由に対応するというスタイルをとりつつはありますけども、本質的には権力の体質は私はまだ変わっていないと思います。極めて秘密主義であり、閉鎖主義

であると。その流れがずーっと来てね、警察にも出てきている。そういう警察が自分たちの判断で、いわゆる実名、匿名を自由自在に操作できるというところに問題があるということなんです。実名匿名の前に、日本の権力構造の非常に閉鎖性、秘密性というものを理解してほしい。例えば、情報公開法というのは、確かに「日本も外国に遅れちゃいけない」と、ようやく成立施行するようになったけれども、防衛庁に仮に情報公開の請求に行って、いろんなものを請求する場合にでも、これは毎日新聞がスクープしたように、全請求者の名前、職業、全部チェックして、リストを作る。ということは、軍事情報、防衛情報を専門に取りに来てる奴は、何らかの形で危険な分子だと、すぐそういう風に思われる。これが日本の特質なんです。そしてマークするわけです。これがはっきりした形で出たら、犯罪に近いと思う。例えば、外務省に情報公開の請求に行きます。私の知っている人は一年間に二〇回行っています。一回も開示されない。沖縄返還交渉はもちろんのこと、日米安保条約の改定もそうです。日韓国交正常化交渉のときも、一行もまだ公開してません。二五年経ったらアメリカの場合はどうな国務省の秘密文書も必ず国立公文書図書館に持っているって原則的には開示される。どうしても見せちゃいけないところだけ黒字にしますけど、それは本当にごく一部だけです。ですか

ら、日本の外交秘密というのは何の意味もない。二五年経つたら全部アメリカから出ちゃう。日米安保改定の問題でも沖縄返還の問題でも全部必要ありませんよ。外務省に情報開示に行く必要がなくなつた。全部外国が出すから。アメリカの外交機密文書、二〇〇〇年、二〇〇二年とそれ以外のケーススタディという膨大なやつがある、そういうつたものを全部収録してきますと、日本の沖縄返還交渉の実態が全部わかっちゃう。もう皆知つてます。それでも、外務省に行つて請求してみると全部却下。今やその価値がなくなつてる。なぜかと言うと嘘をついていきますから。その嘘をアメリカが全部教えてくれる。だからいまさら出そうにも出せなくなつちゃう。こんな状態なんです、日本の国家権力のいわゆる秘密主義つてのは。現在でも総理大臣も外務大臣も依然密約はないなんで言うので、訴訟を起こしたんです。政官財の癒着による閉鎖主義の中で、警察権力は国家権力の中枢ですから、これが自由自在にいわゆる名前を出すか出さないかということ判定する、調査する、それだけの権限を与えることがいけないんです。すべての論争の大前提つていうのはそこから始まらないと。ですから、全部公開です。なぜかというのと公的関心事項ですから。警察というものが介入した時点でそれは公的関心事項です。ですから、全部公開。これが原則ですよ。ただ、そこであるんな問題が出てく

る。派生的な問題ができる。それが非常に大きな人権侵害にまで波及するとうような場合には、被害者の側が主体になって自分たちで、警察に対してもどうしてもこれは出さないとくれということとを言つてもいいし、報道機関に協力を要請してもいい。そしてその中でいわゆる市民の自由の範囲内で解決していく。その主体性をもたなくちゃ、大変なことになりますよ。今の日本は愛国心を態度で示せてんですから。こんな法律は世界にない。日の丸はまだいいとして、あの君が代の文句はどうみても反憲法的ですよ。内容的に極めて問題がある。日本の国歌として。それを教員が卒業式なり、始業式で歌わなかつた。これは心の自由です。それを態度で示せていうんだから、歌わせようとするでしょう。日本の教育基本法つてのはそういうところまで手が及んでくる。そういう意味で、匿名実名の問題に警察権力の恣意が入ることは反対しないといけない。

司会…ありがとうございます。犯罪報道は、公益性公共性があるけれども、単純に被疑者であれば、警察が言つたとおりに公益性、公共性があつて、有罪前提での報道を繰り返す、というように批判的な検討や、疑問を考へること無しに報道すると、大変問題が大きいというふうに思います。

それでは最後にそういうメディアスクラムに対して、例えば興味本位的な報道のほうが優先される、こういう現状のご指摘がありました。それともう少し真摯な取材、本当に被害者の気持ちに寄り添うような取材があれば、いい取材も可能であるし、いい報道も可能である、というご指摘もあつたと思います。その中で、事件報道のあり方、例えば重大な事件なら取り扱ってくれども軽微な事件ならニュースバリューがないというような傾向があると思うのですけど、そのあたりのメディアの報道の取り上げ方に関する問題点について、八尋先生からご指摘をいただけないかと思えます。

八尋…事件報道のあり方が、全てが新規性につかかって、新規性がなくなれば終わりでも何もしないというのが今の事件報道のひとつの流れになっています。

交通事故でわが子を亡くした方が、その事故の現場から解きほぐして、不起訴になった加害者であるトラック運転手を、検察審査会にあげて、検察に起訴にさせて、有罪にさせたという片山準君の事件では、初めは報道が寄り付きもしなかった事件を、お父さんがずっと働きかけていって、ある毎日新聞の記者がそれに関心をもって、そして取材班を作り上げて、連続報道をしていく。

その中で、交通事故捜査のあり方、杜撰さ、過失によって命を奪われた被害者に対する冷淡な社会のあり方とか、命を故意で奪われたほうはメディアスクラムをかけて扱う一方で、交通事故で奪われたほうは見向きもしないと。そういう同じ命でありながら、しかも同じ社会の中で不条理に奪われた命でありながら、バランスを欠く報道のあり方をひっくり返して、検察捜査のあり方に警鐘を鳴らした。そこに報道の行くべきひとつの道を示した。この事件をきっかけに被害者に対して、捜査情報や検察の起訴の告知をするようになった。

この片山準君事件の報道はスクラムの発想からは絶対に出てこない報道だと思います。本来報道機関が果たすべき役割をきちんと果たせば、これだけ社会に貢献できる。市民に信頼される報道。そしてその上に自治であつたり、報道の自由であつたり、取材の自由があるわけです。形式的な法律で許容されるかどうかではなくて、市民社会の中に深く根付いたそういう確かな報道の自由・自治が確立されなければいけない。このような意味で、準君の事件は象徴的な事件だつたと思います。

司会…事件の瞬間だけをとらえた刹那的な報道ではない、本当の意味での報道が求められているということですね。

メディアアスクラムに関して、メディア側からどういう取り組みがなされているのか、あるいはどういう例を経験されたのかということをお話いただきたいと思います。西日本新聞の重川さんにお願いします。

重川英介氏…私は現場にいる記者として、私が経験したことしか話すことはできませんので、局部的になってしまいかもしれませんが、先ほどのメディアアスクラムということについて一つ紹介したいと思います。これは決して成功例とは思わないし、すべてのケースに当てはまるとも考えていませんが、二年ほど前、宮崎県の佐土原町（現在は合併して宮崎市）出身の方がイラクで人質として拘束された事件がありました。田畑が広がる非常に穏やかな町の中の住宅地に、その方の自宅があったのですが、報道各社が殺到し、私も福岡から応援取材に駆け付けました。東京からの報道陣も含めて何十人というマスコミが一気に押しかけ、ご家族も、また住民の方々も戸惑われたと思います。それでも、比較的にうまくいったのは、地元の方役場の財政課長が、身柄拘束された方の母親と幼馴染という縁で、町側から「自分たちがスポークスマンになりましょう」という提案があり、現場としても無用の混乱を避けるため、これを受け入れました。財政課長が午前十時と

午後四時の一日二回、自宅に行つて、家の中にいるご家族と話をし、その模様をわれわれに伝える。伝えるときも、家から百mぐらい離れた広場で報道陣が課長を囲む。我々からも、「こういうことを聞いてくれ」ということを課長さんに伝え、課長さんが次の囲みのときに我々に言う。私たちの質問に対して、「こういう答えをしていました」と言つてくれました。おかげで取材はスムーズにいったのですが、ひとつ問題となつたのは、身柄解放された直後、拘束されていたご本人が「またイラクに行きたい」と言っている」というふうに、課長さんがご家族から伝え聞いたことを、そのまま我々に伝えたとき、それは、「解放直後の今すぐ行きたいのか」「情勢が落ち着いてから行きたいのか」ということが分からなかつたんです。そのどちらかによつて、ものすごく報道のベクトルが変わってくる。そこで、その時点でかなり課長と報道陣との関係もできていたので、夜中の零時を過ぎていましたけれども「ニュアンスをもう一度確認してくれ。申し訳ないけどお願いします」と頼みました。結局、情勢が落ち着き、平和になつてから行きたいのだということが分かりました。現場では、ルールを決めて取材に臨みました。テレビの中継車が何台も来ていたので、夜の十時以降はエンジンを止めるなどかなり細やかなルールを決めたおかげで、地元の人からも公民館のト

イレを使わせていただけるなど、便宜を図っていただくことができました。ただ、身柄拘束された方のお母さんと、非常に親しい町役場の課長さんだったからこそ、半分私的な思いもあって、スポークスマンをされたようです。もし、これが、完全に公的な機関の立場であれば、しかも町役場ではなく警察であれば、どうだったのかなと思います。人質事件であれば、海外のこととはいえず、捜査とも無関係ではありません。そうした機関が関与することは、ちよつと考えないといけないと思います。

いまご紹介したのは、当事者と報道陣をうまく仲介する方がいたおかげで、取材がスムーズにいったケースなのですが、先ほど八尋先生がおっしゃるように、ご遺族とわれわれを仲介する方がやっぱり必要なのだろうと感じています。われわれだって、好きでメディアスクラムをやっているわけではありません。ご遺族が何を感ぜられているのか、逆に何が嫌なのか、何に困っているのか、知りたいのが本音です。それを素直に、素直と言ったら語弊がありますが、率直に伝えていただける方がいれば、取材も変わってくると思うし、必要だろうと思います。佐世保の事件のとき、発生から一週間ぐらいいしてからでしょうか、ご遺族が「統報では顔写真と名前はいいんじゃないか（必要ないのではないか）」とおっしゃられたときに思ったのは、私だけかもしれませんが、名前と

か写真が繰り返しだされることは、それほどきついことなのかということでした。そんなにもきついことを、当事者にとっては当たり前なのかもしれませんけれども、それは言われないと正直気づかなかった、知らなかつたんです。それを、ごく単純なことなんでしょうけれども、伝える人がいてくれたから、我々も理解することができました。繋いでくれる人がいて良かったなと思います。

顔写真ということでは、もうひとつ。最近、福岡市東区で、飲酒運転の車に追突され、海に転落した車のお子さん三人が亡くなった事件がありました。事故翌日にお通夜があり、若い記者が葬祭場を訪れ、三人のお子さんのお写真をいただけなかつたかとお願いをしていました。そのとき、亡くなったお子さんたちのおじいさんがいらつしゃって、写真を渡していただきました。私たちとしては、写真を掲載させていただくことで、事故で悲しむ人将来をたたれる人がいること、二度と起こしてはいけないということ、それを伝えたいのですが、その思いが伝わり、ご遺族にも理解していただけたのだと思います。やはり、ご家族やご遺族が何を希望されているのか、どういう思いでいるのかということ、これに耳を傾け続けていかないと分からないし、絶対やっていけないといけないと思います。

司会…ありがとうございます。それではもうお一方、毎日新聞の坂本さんから、スクラムに対するメディア側の取り組み等についてお願いします。

坂本高志氏…毎日新聞の坂本と申します。今は福岡で主に事件を担当しております。こっちにきて二年弱ぐらいになるんですけども、福岡県で最近そういうメディアスクラムが非常に問題化するような事案は、幸いにして事件の大小の問題とというのもあるかもしれないんですけど、私が認識してる限りでは、極端に問題化するような事案は発生しておりません。それでも、当事者の方とその報道との間で軋轢が生じるケースもあります。いくつか申し上げますと、今年の初めに地元のあるテレビ局の記者が、知り合った女性に強姦し、逮捕されるという事件がありました。性犯罪被害者ですから、当然、○○県○○市の女性何歳が強姦された、という形で報道されました。各社もだいたい似たような報じ方だったと思います。警察のほうも当然、実名では被害者の名前は発表しておりません。○○県○○市の女性とあるから、いわゆる人権上の問題は発生しないだろうと、各社そういう認識だったと思うんですが、被害者の父親が警察に行って、うちの娘のことだと疑われそうになっていると。それは記事の組み合わせで、こういう形で

福岡で被害に遭う、というような何歳の女性というのは、この娘なんじゃないかというような噂があつて、その噂がかなり核心に近づきつつあると。警察の広報課を通じて、私が所属している福岡県警の記者クラブに被害者からの声がありましたという形で持ちかけられました。被害者の父親は、警察が言うところによれば、報道を一切止めてほしいと、そういう要望でした。各社の担当者がみんな集まって、とにかく警察が言ってることが、その通りなのかがまずわからないと。なにしろ、被害者がどこの誰かというのは、書いているこちらわからないものですから、どこの誰だかわからない方が、警察に電話をして来て一切報道をやめろという要望に応えようにも、当事者がどういう方で本当にそのような意向を持っておられるのか、どういう被害が生じそうになっているのかというのが、分からなくてはどうしようもないということになりまして、これは警察等に一方的に話を持ってくるのではなくて、こちらと話をさせてほしいということを強く求めました。

次に被害者の父親が相談をしているという弁護士に間に入ってもらい、代表取材という形で電話をしました。一切報道するなというところまでではないが、こういう家庭で、こういう形で福岡に通ってる何歳代の○○市の女性ということで、噂がたつていてので、そこに配慮してほしいということでした。そういう事態が

起きているんだということを各社でまず認識して、そこで話し合いをもつて、では〇〇県内にしましょうと。それでどうですか、という形で弁護士さんにフィードバックをしてもらって、向こうの被害者の方に伝えていた দিয়ে、そのような形であればというコミュニケーションができたわけです。その後、報道各社でいわゆる「縛り」をしたわけではないんですが、一応そういう被害者側のニーズとか苦境というものが、警察を通さずに、直接話をするこゝとで、こちら側の意識もある程度変えられのではないかとというケースだったと思います。ですから、警察が匿名発表して、匿名で報じているから人権侵害が生じないだろうというのは、非常に安易な発想であって、実際のところ同じ匿名の報じ方でも、いろんな組み合わせで当事者が苦境に立つということがあり得る。ただ、被害者のほうが、代理人を通してでも、こちら側にアクセスをしてこないと、その被害がわからない。分からないまま垂れ流されるというケースでもあるということです。

もうひとつは、さきほども話に出た福岡市の三人の幼い子が亡くなった事故ですが、これもかなりの記者が葬場に通夜取材に行くことになったんですが、その際は、ご両親の非常に親しくされている知人の方がおられまして、その方が仲介をかってでてくれました。多くの記者が取材に参加しましたが、その後、被害者宅

に行く記者もスクラム状態というようなことにはなりませんでした。「私があなたたちの声を伝えましょう」という方がおられたということが大きかったと思うんです。

先ほど挙げた強姦事件でもそうだったんですが、興味本位で被害者の取材をやるということだけではなくて、もちろんそういう記者もいることは否定しませんが、被害者の視点で警察の捜査過程、検察の起訴、裁判、公判過程、判決というものをきっちりチェックするというのは非常に重要な仕事だと思えます。被害者サイドに接する何らかのバイパスがあれば比較的大きな問題が生じることなく、被害者の声を伝えられるということができるとい思いがあります。ただ、弁護士が早期にいたり、知人が「私之間に立ちましよう」というケースは非常に少ないと思います。どうやって警察・検察の視点だけではなく、被害者の方の視点、時には被疑者側の視点を含め多角的に取材・報道するか、そのバイパスをどう形成するかというのは課題です。現実的に（バイパスがなく）アクセスできない状態では、各社がとにかく「直当り」と言つて、直接（被疑者や被害者の）家に行つて、とにかくなんとか会つてくださいという無茶なアクセスを図ろうとして、問題化します。事件・事故が起きた直後に、問題の生じないアクセスを形成できるようなシステムづくり、そういうものが今望まれて

いるのではないかと思います。

司会…現場の記者も、被害者の意向が分かればそれを尊重していきたいというお気持ちがあるということと、そのチャンネルがないという指摘でした。こういう被害者の方の意向をきちんとメディアとの間で調整する仕組みがないと、メディアスクラム、あるいは家族や当事者にとって過度の負担はなくならない、ということでしたが、このような点についてはどのようなことが可能なのか、あるいは望ましいのか、どのような主体がどのような形で入るのが望ましいのでしょうか。

田島…ひとつは、メディアスクラムへの対応については、新聞協会や日弁連で対処を出している。これは前進だと思えます。ただ、注意しなくてはいけないのは、メディアスクラム対策というそれ自体が目的ではなく、それによる過度の人権侵害とか日常生活の障害を回避することがすごく大事です。と同時に、ジャーナリズムの立場からいうと、メディアスクラム対策の目的は、取材を禁止したり、制限するためにするんじゃないんです。そうではなく人権侵害が起きて取材を受ける側と最悪の関係になったら、話も聞けないし、取材もできないんです。だから、メディアスクラム

対応の意味は、合理的な関係をそこで構築して、長い射程での取材の状況をカットするというのが、ジャーナリズム側の理屈だと思うんです。だから取材を禁止したり、制限するのは、自己目的ではないということです。本当に取材をできるように条件を作ると。その中の条件のひとつが信頼関係を結ぶことです。こういうふうに位置づけないと、メディアスクラムはやつてはいけないとか、記者に対する統制の道具みたいに考えたら、これはジャーナリズムとしては本末転倒です。

それからもうひとつは、私が非常に危惧しているのは、拉致問題もそうですし、先ほど紹介された拘束事件ですが、ここに公権力が出てきて窓口作って調整するなんてことをさせてはいけません。善意であっても、権力がそこに入ると、都合の悪いのは排除して都合のいいようなことだけをやりたがるんです。だからそれを避けるためには、自主的・自立的にそのルールを構築することが必要。だとすれば、警察とか役場であっても、これを介在させるのは賛成でないし、ましていわんや外務省とか官邸とかはです。

三点目は、メディアスクラムがだめだといくらいつてもなくならない。すなわちメディアスクラム的状况を改善するためには、ニュース価値に対する価値転換を図る必要がある。大事な問題は

発生時だけじゃない。今ある力の十のうち、八ぐらいが発生時にいつている。後のほうにもきちんと粘り強く、特に被害者の問題をやるなら、そちらをやらないと本当の大事な真実は見えてこないわけで、そこに何を伝えるかということについての相対化を図り、一人の記者だけでなく、会社がそれをサポートをする。そういう継続的取材をするようなワークが大事だよ。十人が十人全部、事件が起こったときに現地に行つて、決定的な場面を撮るだけが大事じゃないよねということまで踏み込まないと、これは絶対無くない。だから小手先の対応では、永遠に解決しないというふうに思います。

司会…八尋先生に質問が来ているのですが、報道のあり方に関連して、そうした社会、政治の話をしつかり取材して報道しても、読者・視聴者に読まれないのではないかという不安がいつもある、という報道関係者からの質問です。

八尋…それはハンバーガー屋が、消費者がハンバーガーを求めているからハンバーガーを出しているということと同じじゃないかなと思うのです。発信する側と受け手というのは相互に関係しないながら、展望していくという話でしかないのです。むしろ、こう

いうその場限りの報道をずっとやっていけば、それが日常的になつてそれに慣れちゃうということがあるかもしれません。ハンバーガーに慣れたように。問題は追跡・調査報道がなぜこれだけ少ないのか、そして政治的な報道が何でこんなに貧困なのか。逆に市民の個人的な弱点を突く記事がどうしてこんなに多いのか。ジャーナリズムが本当に機能している記事というのは、どこにどれくらいあるのか、というところに出発点を求めるべきではないのか。そして、そういう多様な紙面が出る、追跡・調査報道がきちんとしている、あるいはこれだけの政治的な連載が取れる、歴史的な検証ができる、関連記事ができる。そんな中で、町のニュースも出る。そういった紙面づくりをその時代時代でやっぱり変わるのでしょけれど、より良いバランスをとるといふことだと思ふのです。テレビや週刊誌とは一味も二味も違う新聞のよさというのはあるでしょうし。週刊誌は週刊誌としてそれなりのものを書こうと思えば書けるでしょうし。テレビでもテレビでやる価値のあるものをやれると思います。

自分の好みで言うと、やっぱり追跡報道であり、優れた調査報道というものには、弁護士に事実報告書を作らせるより、やっぱり記者が作るとうまいなーというようなものが山ほどあるんですね。薬害エイズを告発したNHKの報道もよかったですし、C型

肝炎訴訟をやっているという報道にも接しませんが、ハンセン訴訟やっついてやっばり、弁護士腕では到底伝えられないものをこれだけの短い文章でインパクトのあるものを作り、伝える。そう言った能力がもう少しきちんとした構造をもつて、それが政治的な成熟に向かうような形でマスコミ構成ができないかという提案です。

司会…田島先生に対して、なぜ現在のメディアは権力を監視する立場を弱めているのか、という質問が来ています。

田島…いくつかあると思いますが、私の中で一番感じている一つは記者のリクルートに関してです。私の大学は新聞学科という非常に珍しい日本最古の学科があって、メディアに大体四割ぐらい入るんですけど、メディアに入っていくのは非常に幅が狭い。学歴の点で言っても特に記者は大卒以外とらない。昔は高卒とか住み込みみたいなことやりながら力をつけて記者に抜擢されるというのが日本の、特に新聞ではあったんです。しかも今のメディアはかなり条件がいい。例えば東京のキー局なんかだと、三〇代で一千何百万って普通なんです。もちろんものすごい残業をしたらしていますけれども。そういうわけで経済的にも恵まれてるし、

社会的なステータスもあって、非常に人気が高いわけです。そうするとこれは競争で試験に通らなくちゃいけない。そうすると、どうしても試験に強い大学、あるいはそういう大学の学生、要するに括弧つきの「優等生」になる。もちろん面接で違う要素が見られることもあります。まずまず限られてくる。ただ、率直に言う、試験・面接だけで取ると、みんな女性になっちゃうというのも現実です。だから男性に下駄を履かせる。いずれにしても、非常に限られた人たちが、メディアのメンバーになつてくんです。すなわち世の中は学歴だつて、考え方だつて非常に多様なんだけど、メディアの中はかなり同質性の強い人たちの集団になつてきている。

もうひとつは、彼らは普通の市民と付き合う場がなかなかない。社会部だけです。犯罪者なんか取材で出会うのは。政治部は政治家、経済部は経済の会社のトップ、そして外信部は外国のリporterと付き合う。そうすると、メディアの視線というのは、個々人が駄目だとか馬鹿だとかそういうふうには全然思わないんですけど、客観的に幅が狭くなつてるし、やっばり社会の中でこの視線で考え、取材し、書くか、というのはどうしても環境に規定される面がある。メディアが、その権力とか社会的不正を第三者の立場からチェックするというよりも、むしろ自分たちも権力に

かなり近いところに足を踏みいれているのが大きい。その座標軸が市井の我々ではなくて、社会の上層部に移行しているのかなと感じる。それが権力を監視できない、あるいは権力監視機能が非常に弱まっている原因かなというのが私の理解です。だからそういうメディアをどうやって市民の側に引き戻すかというのは簡単ではない。ただ、批判するだけではなく、メディア自体を今の権力の力からどういうふうに変えていくかということと併せて考えていかないといけない、メディアは変わらないのではないかと思います。

司会…メディアに対する権力の介入をメディアが自ら打ち破るために、メディアはどういう姿勢で報道すべきなのか、あるいは市民はどのようにするべきでしょうか。

八尋…権力に対峙すべき専門職の自治というものが、日本の社会の枠組みの中で本当に軽視されていると思います。大学の自治がつぶされる。教育の自治がつぶされる。医師の自治は元々ない。報道の自治はよく分からない。唯一残っている弁護士自治は、わがままを言う集団だと思われて、極めて危うい状況にある。こういう中での自治ですから誰の指図も受けないという姿勢だけでは見通しがないと思います。自治というのは、その前提として誰

よりも早く自らの過ちを見つけ、是正できる。ここがないと、自治に対する信頼とか、自治が重要だとかいうことにならない。そこに対する信頼が市民との間で取り結ぶるかどうかは、その団体とか組織の力量だと思います。

私は報道の自治は極めて重要だと思いますが、新憲法ができてこの六〇年間、そこへの肉付けも上積みもなかった。これは日本の不幸だと思います。教育もそうです、大学もそうだと思います。それはやっぱり自らは是正してこなかった。そのことをアピールできなかつた。古い権威、民主主義とは相反する「自治」という名の特権意識だけが目立った。自らではなく、対外機関から強いられてやめることがほとんどでした。裁判で悪いといわれて初めて変える。このごろ、日本の国は裁判で負け続けても変えませんけども。そのつけが今やってきている。自治とは特権意識に過ぎないと市民が誤解している。

報道がどうやって自分たちの自治を確立するかというと、自分たちこそが権力や専門家の暴走や独善を是正する専門家であり、しかも市民の身近にいる、市民が主役ということの足場を担う専門家である。そして自分たちが一番先に先輩報道の過ちを正す、こういう姿勢、枠組みを作る。

タイミングは三つある。一つ目は報道直前のタイミング。ここ

のできるだけ適切な判断をやる。二つ目は内部的な検証を繰り返して、その判断が正しかったかどうか、内部的に徹底的にチェックしておくシステム。三つ目は、外部も入れた、つまり市民やその他の関連専門職を含めたマスコミ外の視線でそれが是認されるかという検証。この三つのタイミングの中で繰り返すことによって、できる限り過ちを少なくすることと誰よりも早く自分たちの報道の過ちを是正するシステムを作っておく。これらが機能することが、報道の自治の出発点だし、ここがしつかりしていないと、報道の自由だといっても、市民との基本的な信頼を結ぶのは難しいのではないかなと思います。

司会…西山さんにお伺いしたいのですが、今のメディアに対する権力の介入を打ち破れない根幹の部分として、メディア自体のあり方に問題があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

西山…メディアの機能については、権力と大衆との間に介在して、市民サイドのほうからのいろんな問題性を正確にキャッチして、それを権力サイドに要請する。同時に権力のほうの問題状況も、これもまた正確にキャッチして、実相を市民に伝達して、今度は

市民の反応を取ると。それをまた権力につなげる、というようなフィードバックの機能が重要です。メディアがいかに民主社会において中核的な機能を持っているかというのを調査しても、私我非常に残念に思うのは、メディアの寄って立つ基盤、大衆社会状況の問題がある。東京都のような大都市圏には政治的無関心層が何百万と発生している。公的関心事項についての問題意識が全く欠落していつてる。当面の実利性だけが自分たちと関係があるというような意識状況が蔓延している。日本のメディアは、ブッシュが負けた場合でも、ならんそれにまつわる問題状況をシステムティックに報道しません。何故かというところ、大衆が、まさしく外交とか安保、国際政治という問題と自分たちとの関係っていうものを何にも意識しない。そういう状況を私は「芸能化の大衆社会」と呼ぶんですけども、やっぱりテレビが芸能化して、政治が芸能化する。テレビはそれを投射するわけです。そしてそのフィードバックができています。その中に新聞とかが先鋭的な問題意識を持って、そういう状況に包囲されて全く連動しない。自立的に動けないような状況が、日本に今ドンドンドンドンできてきている。その中でメディアスクラムの問題もそうだし、実名匿名の問題もそうですけど、これをどうやって、いわゆる少しでも真の民主化につなげていくか。これはまたメディアに帰着する問題で

す。結局メディアがやらないと誰もできないんです。権力のほうはすごく大きな圧力をかけてくるし、権力集中がドンドン進んでますから。大衆は無関心の大衆社会になる。その中で、メディアは空中分解してはいけませんよ。その中に埋没しないで、主体的にメディアがもう一回再構築しなければいけない。それが今こういう問題でも問われているわけです。

司会…今からメディアが自分たちで取り組めば、また変わるということですね。

西山…メディアが自覚して再認識して、メディアの存立がいかに重要であるかということ、もう一回ここで見つめなおして、権力と大衆に向かって彼らの主体性を發揮して、いろんな活動を練り広げていくという一番重要なきだと思っています。

司会…私もお話を聞いていて、数年前にとんちんかんな答弁を行った大臣が、二〇年前だったら資質を問われて辞職に追い込まれたと思われるのに、逆に「癒し系」としてもはやされたことを思い出しました。ワイドショー化した政治報道、こういうあり方自体が、市民による健全な権力監視であるとか、権力によるメデ

ィア規制を批判できるような判断力を自ら奪ってきているのではという思いがしております。

メディアスクラム、そしてそれを口実とする警察による匿名発表の問題点は、報道自体の存立基盤や本来の役割をメディアが怠ってきている、その慣れによる市民の感覚の麻痺が原因となっている。それを新たにメディア側が自覚して、再構築するしかないのではないかと思います。

田島…私はまだ希望があると思いたい。現場で悩んだり、苦しんだりしてるんだけど、がんばろうとしてる人たちが確実にいます。それと、外に市民と連携できる可能性をまだ持つてると思っています。現場と市民が連携して、在野の機関として、権力をチェックしたり、大事なことを市民社会に伝えてくという点においては、共通の利益をもつていくわけだから、そこで連携できる。メディアが権力の近くまで行っているのは事実だけど、それを引き戻して我々のメディアに少しでもしていくという条件を切り開いていくよりしようがないかなと思います。

司会…猪野さんから最後に一言お願いします。

猪野…うちは新聞では報道被害はなかったんですけど、テレビ、特にワイドショー、雑誌、そういうのがインタビュも何もしないのに、自分たちで勝手に物語を作っちゃうんです。面白おかしくやれば視聴率が稼げると。犯罪被害者はタレントじゃない。普通の市民をそういうふうにするってこと自体がものすごくおかしいと思います。でも今日は少し望みが出てきたかなと思うので頑張ってる、いろんなところに訴えていこうと思います。

司会…市民のニーズ、訴えに応えるメディアの活動。それに基づく自治、すなわち自分たちの主体的取り組みなくして、権力介入を防げない、こういうことではないかと思えます。長時間どうもありがとうございます。

(以上)